

乙B第1号証

行政機関等 個人情報保護法 の解説

(増補版)

監修 総務省行政管理局

編集 社団法人 行政情報システム研究所

行政機関等 個人情報保護法 の解説

(増補版)

監修 総務省行政管理局

編集 社団法人 行政情報システム研究所



東京法務局訟務部



00008333

A1

きょうせい

第三号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

第四号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

第五号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

第六号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

第七号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

一 本文注書

(1) 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本法では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならぬこととしている。

(2) 不開示情報の類型と構成

ア 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示

情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示しない場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

イ 本法の不開示情報の構成は、基本的に情報公開法の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関する、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議検討中の情報、事務事業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また、情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

(参考) 情報公開法の不開示情報との異同

ア 情報公開法の法目的は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられないという特質を有する。このため、情報公開法においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である行政文書が国民一般に公開されることを前提としている。したがって、開示請求者本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求であっても、開示請求者が誰であるかを確認しないし、本人からの開示請求という事情も斟酌しないこととされている。この点について情報公開法の立案の基礎となった行政改革委員会の「情報公開法制の確立に関する意見」（平成八年）においては、「本人開示の問題は、基本的には個人情報保護の保護に関する制度の中で解決すべき問題」と指摘していた。

イ これに対し本法における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。こ

のため、本法においては、不開示情報に該当するかどうかの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、行政機関の長に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に開示する保有個人情報及び、同時に、他の個人情報、法人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開法と整合性を保たせることが必要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の開示情報といえる第一号を除き、基本的に情報公開法第五条各号との整合性を保持している。

情報公開法の運用・解釈については情報公開審査会の答申が相当数蓄積されており、本法の運用・解釈についても大いに参考となる。

(3) 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長が本条各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行われ、

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分と該当するものであるものであり、各行政機関の長は、同法第五条の規定に基づき、審査基準を策定し、公にする措置を適切に講ずる必要がある。

審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、国民が開示決定等についてあらかじめ想定できる程度に明確なものとすることが望ましい。

二 第一号及び第二号

(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(第一号)

本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようになっておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(第二号本文)

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者(個人)の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

ア 「事業を営む個人」の当該事業に関する情報を除く。」

「事業を営む個人」の当該事業に関する情報は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報で

第十四条(保有個人情報の開示義務)

を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

イ 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(第七号本文)

ア 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される

必要がある。また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、各目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

② 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第七号イ)

ア 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「試験」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることを行い、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることを行う。

イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いかなるも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴第一四条(保有個人情報開示義務)

公的部門・民間部門を対象（26か国）

一つの法律で双方を対象（24か国）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス

別の法律でそれぞれを対象（2か国）

※ 公的部門：プライバシー法（1982年）
カナダ
※ 民間部門：個人情報保護及び電子文書法（1999年）

※ 公的部門：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（2003年）、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（2003年）
日本

※ 民間部門：個人情報の保護に関する法律（2003年）

公的部門のみを対象（3か国）

韓国
（公共機関における個人情報の保護に関する法律・1994年）

アメリカ
（1974年プライバシー法）
※ 民間部門：自らプライバシーポリシーを策定、個別法（借借情報、電気通信等）

メキシコ
（連邦の透明性及び公共機関の情報へのアクセス法：2002年）

法未制定：トルコ

行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）

平成17年1月31日 初版発行
平成17年8月25日 増補版初版発行
平成18年2月8日 同 再版発行

監修 総務省行政管理局

編集 社団法人 行政情報システム研究所

発行 株式会社 きょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)

本部 東京都杉並区藤原4-32-18 (〒167-8088)

電話 編集 03-3349-6615

営業 03-6349-6666

URL <http://www.gyosef.co.jp>

印刷・きょうせいデジタル社 ©2005 Printed in Japan

組丁、落丁はお知らせします。

ISBN4-324-07760-6

(5108931-00-000)

【略号：行政保護解説（増補）】